

○申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

部課室等名	健康福祉部 高齢介護課 認定・保険料係	
許認可等名	要介護認定の更新	
根拠法令	介護保険法	
根拠条項	第28条第4項において準用する第27条第7項	
連絡先	(電話 621-5581)	
審査基準	基準	○介護保険法 (要介護認定の更新) 第28条 (略) 2・3 (略) 4 前条(第8項を除く。)の規定は、前2項の申請及び当該申請に係る要介護更新認定について準用する。この場合において、同条の規定に関し必要な技術的読み替えは、政令で定める。 5~10 (略) (要介護認定) 第27条 (略) 2~4 (略) 5 認定審査会は、前項の規定により審査及び判定を求められたときは、厚生労働大臣が定める基準に従い、当該審査及び判定に係る被保険者について、同項各号に規定する事項に關し審査及び判定を行い、その結果を市町村に通知するものとする。この場合において、認定審査会は、必要があると認めるときは、次に掲げる事項について、市町村に意見を述べることができる。 (1) 当該被保険者の要介護状態の軽減又は悪化の防止のために必要な療養に関する事項 (2) 第41条第1項に規定する指定居宅サービス、第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービス又は第48条第1項に規定する指定施設サービス等の適切かつ有効な利用等に關し当該被保険者
	参考事項	
	設定等年月日	平成24年 8月 1日設定 (平成30年 4月 1日最終変更)
標準処理期間	標準処理期間 (設定しないものについて はその理由)	総日数 30日(休日を含む)
	設定等年月日	平成24年 8月 1日設定 (平成 年 月 日最終変更)

基 準

が留意すべき事項

6 (略)

7 市町村は、第5項前段の規定により通知された認定審査会の審査及び判定の結果に基づき、要介護認定をしたときは、その結果を当該要介護認定に係る被保険者に通知しなければならない。この場合において、市町村は、次に掲げる事項を当該被保険者の被保険者証に記載し、これを返付するものとする。

(1) 該当する要介護状態区分

(2) 第5項第2号に掲げる事項に係る認定審査会の意見

8～12 (略)

○ 要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令

(要介護認定の審査判定基準等)

第1条 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）

第7条第1項の厚生労働省令で定める区分は、次の各号に掲げる区分とし、法第27条第5項前段（法第28条第4項、第29条第2項、第30条第2項及び第31条第2項において準用する場合を含む。次項において同じ。）に規定する介護認定審査会による審査及び判定は、被保険者が当該区分に応じそれぞれ当該各号に掲げる状態のいずれに該当するかについて行うものとする。

(1) 要介護1 要介護認定等基準時間が32分以上50分未満である状態（当該状態に相当すると認められないものを除く。）又はこれに相当すると認められる状態（次条第1項第2号に該当する状態を除く。）

(2) 要介護2 要介護認定等基準時間が50分以上70分未満である状態（当該状態に相当すると認められないものを除く。）又はこれに相当すると認められる状態

(3) 要介護3 要介護認定等基準時間が70分以上90分未満である状態（当該状態に相当すると認められないものを除く。）又はこれに相当すると認められる状態

(4) 要介護4 要介護認定等基準時間が90分以上110分未満である状態（当該状態に相当すると認められないものを除く。）又はこれに相当すると認められる状態

(5) 要介護5 要介護認定等基準時間が110分以上である状態（当該状態に相当すると認められないものを除く。）又はこれに相当すると認められる状態

2 第2号被保険者（法第9条第2号に規定する第2号被保険者をいう。次条第2項において同じ。）の要介護状態の原因である身体上又は精神上の障害が特定疾病（法第7条第3項に規定する特定疾病をいう。次条第2項において同じ。）によって生じたものであるかについての法第27条第5項前段に規定する介護認定審査会による審査及び判定は、法第27条第3項（法第28条第4項、第29条第2項、第30条第2項及び第31条第2項において準用する場合を含む。）の主治の医師（以下この項において「主治医」という。）の意見又は指定する医師若しくは当該職員で医師であるものの診断の結果及び法第27条第6項（法第28条第4項、第29条第2項、第30条第2項及び第31条第2項において準用する場合を含む。）の審査及び判定に係る被保険者、その家族、主治医その他の関係者の意見等を勘案して行うものとする。

(要介護認定等基準時間)

第3条 第1条第1項各号及び前条第1項各号の要介護認定等基準時間は、被保険者につき、当該被保険者に対する法第27条第2項（法第28条第4項、第29条第2項、第30条第2項、第31条第2項及び第32条第2項（法第33条第4項、第33条の2第2項、第33条の3第2項及び第34条第2項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の調査の結果から、当該被保険者に対

審
査
基
準

基 準

して行われる次に掲げる行為に要する1日当たりの時間として、厚生労働大臣の定める方法により推計される時間とする。

- (1) 入浴、排せつ、食事等の介護
- (2) 洗濯、掃除等の家事援助等
- (3) 徘徊に対する探索、不潔な行為に対する後始末等
- (4) 歩行訓練、日常生活訓練等の機能訓練
- (5) 輸液の管理、じょく瘡の処置等の診療の補助等